

東京古田会月例会 第二部(1) 勉強会『ここに古代王朝ありき』参考資料②

第二回目は、第一部[邪馬一国の考古学]の第二章[倭都の痕跡]と第三章[三世紀の空白]を取り上げる。以下の要点について、疑問や不明な点がある場合は、その箇所の実際の記述・文章で確認してほしい。

3. 第一部 邪馬一国の考古学

3.2 第二章 倭都の痕跡 ※15～57頁

本章は16節から構成され、先生は、次のように論証を進められ、⑥に示す結果に到達される。

①日本列島に多量に出土する「銅鏡」は、いわゆる「漢鏡」と「三角縁神獸鏡」の二種類。前者の約八割が筑前中域から出土、後者の出土中心は近畿。すると、②卑弥呼の都は、筑前中域か近畿。

③銅矛出土の分布中心は筑前中域(多量の実物に鋳型も)。近畿では出土せず、「銅鏡と矛」が共に集中出土するのは筑前中域だけ。④中国の文字使用では「冢」と「墳」とは別概念。卑弥呼の墓は「冢」。さらに、

⑤鉄・珠・玉・錦・帛布、金の出土状況、階級社会の痕跡を、単独または組合せて検証。その結果、

⑥これらが共存する領域の中心(卑弥呼の都)は、筑前中域(博多湾岸・糸島郡)しかない。

銅鏡の出土状態： ①日本列島で出土する「銅鏡」は「漢鏡」と「三角縁神獸鏡」と呼ばれる二種類しかない。②出土「漢鏡」168面のうち129面※77%が筑前中域の糸島郡と博多湾岸。③「三角縁神獸鏡」の場合は、近畿に最大中心のあることはよく知られている。④従って、「銅鏡」問題一つでもこの二つの領域以外を都とするることはできない。

矛の女王国： ①銅矛出土の中心は筑前中域で鋳型が博多湾岸内に100%局限されている。②「銅鏡と矛」が共に集中して存在するのは筑前中域しかない。③このような明晰な論定に従来の考古学者が到達しなかった理由は三つ: ①那の津・博多は「奴国」と論定し、この博多湾岸の地を「邪馬台国」から除外。②筑前中域中心の銅鏡を「漢鏡」、近畿中心の「三角縁神獸鏡」を「魏晋鏡」・「魏鏡」と命名。③“倭人伝に誇張多し”とされ、純考古学な立場での学者が現れず。④以上により、筑前中域が卑弥呼の居城、倭国(領域)。

「鏡と冢」の国： ①中国の文字の用法において「冢」と「墳」は別字・別概念。②“人工の山”が「墳」で、“棺が入る程度の封土”が「冢」(塚)。③この「冢と墳」の区別は、「短里」問題に一つの決定的な論証を与える。

長里か短里か/短里論争： (1)「徑百余步」は長里(180～200m)か短里(30～35m)か。①「歩」は「里」の下部単位で、その関係は 1里=三百歩。②陳寿が「長里一長歩」の立場で書いたのなら、当然「墳を作る」としなければならぬ。③対して、30m強の規模として描かれたなら、まさしく“大きめの冢”だから、「大に冢を作る」でぴったりなのである。④「短里一短歩」論証をさらに裏書きするものは、「徑」の一語。⑤「徑」とは「円の直径」であり、「円冢」だということ。⑥「直径200m」もの“丸い墓”は日本にはない。⑦漫然と「卑弥呼の古墳」などについて論ずるとしたら、考古学という一個の科学とは無縁なのではあるまいか。 (2)『「邪馬台国」はなかった』で提起した「魏晋朝短里」という命題への反論: ①山尾幸久・藤間正大・白崎昭一郎、各氏の主張。②詳密な資料作成(藤原俊次)・論文の公表(谷本茂)、両氏。③倭人伝の報告する「冢」の姿は、弥生墓の実態とよく対応している。

考古学の時代区分： 考古学による年代区別の呼び方に関する、ある“不満”を述べる。①縄文時代－弥生時代－古墳時代。「縄文」「弥生」は土器、「古墳」は権力者による年代分けでまちまち。②「弥生時代」を権力者の墓の形式から、「古冢時代(=古墳時代)」と名づけたい、と思う(塚は冢の俗字)。

多鏡冢の文明/矛と鏡と冢の結合： (1)いよいよ「鏡と冢」の関係について見つめよう。①日本列島での著しい特徴は、棺の中に多量の銅鏡が埋蔵されていること。②仮説“太陽信仰の小道具”としての鏡。③第一定理「古冢時代から古墳時代にかけて多量の銅鏡が墓中に埋蔵された「多鏡墓文明」。④第二定理「多鏡墓文明」は、①古冢時代の筑前中域が中心の「多鏡冢」期、②古墳時代の近畿を中心とする「多鏡墳」期に分かれる。⑤卑弥呼たちの立っていた文明は①である。 (2)次は「矛と冢」。①倭人伝に現れた「矛と冢」は筑前中域を中心に对馬・唐津・筑後・大分を周辺部とする一帯にある。②「矛と鏡と冢」の共存するところは、筑前中域が中心で両翼として東に立岩、西に唐津。③すなわち、筑前中域こそ倭人伝の示す卑弥呼の都城、倭都のありか。ここ以外に可能性はないのである。

鉄の古冢文明圏/「五尺刀」の背景/鉄本位制下の倭国/鉄の効用: (1)①倭国の「銅矛」は、戦場での大量戦闘用としてはふさわしくない。実際の威力を發揮する「木弓」に縄文時代の「骨鏃」から「鉄鏃」が用いられるようになった。③列島の古冢(弥生)期における鉄鏃の出土分布は、近畿22・九州51だが、「鉄(矛・劍・刀・戈)」そのものの出土は近畿2・九州83。④鉄は九州北岸領域に圧倒的に集中分布。(2)「五尺刀」と対応すべき古冢(弥生)期の「鉄刀」出土は筑前中域が中心。(3)①「鉄本位制」とは、国際間貿易では支払いは“鉄で”行われた、との意味。②銅器は権力の結果で「鉄」は権力成立の原因、ともに筑前中域をさしていた。(4)以上により、「鉄」問題は“卑弥呼の居する領域”を一挙に決定する、鋭い切れ味をもっていた。

珠玉とガラスの女王国: ※倭人伝の中の「物」⑤珠・玉(真珠、白珠・青大勾珠)の検証。①魏から「真珠」が下賜され、倭国は「白珠五千孔・青大勾珠二枚を献上している。②一与(壹与)は「珠玉の女王」だった。また、「真珠」も倭国で産する。③その「珠玉」類が「冢」と「銅鏡・銅矛・鉄刀・鉄鏃」類と共に存するケースは、九州北岸に局限される。④「勾玉の鑄型」が博多湾岸で三個出土していることから、「ガラス璧」が倭国製だった可能性が大。⑤すなわち、筑前中域はまさに「輝けるガラスの王国」だった。

絹の倭国/錦の女王: (1)①魏下賜品にも倭国(卑弥呼・一与)献上品にも「錦類」が多い。②彼女たちは「錦をまとった女王だった。③列島古冢期中、錦類(絹)が出土するのは立石・春日市門田・須玖岡本・肥前南高来郡三会村の遺跡四箇所から九例だけ。④古冢(弥生)全期を通じて卑弥呼が「倭錦」を魏に献上したとすれば、倭都の領域は北九州しかない。(2)※布目順郎の観察結果を否定して、①ともあれ、ここ筑前中域を中心とする九州北岸部は、弥生絹の生産地だったことが確認されるとともに、②中国側からもたらされた「中国の藍で染色された絹」が存在し、出土している。③卑弥呼は「倭錦」をまとい、「中国伝来の錦」を手にした「錦をまとえる、きらびやかな女王」だった。

弥生の階級社会: ①倭人伝の描く卑弥呼の君臨した国には、厳しい階級対立があった。②これを考古学的出土遺物で示しているのは筑前中域だけ。※細戈・銅鏡・甕棺・横穴群などの出土状況を検証。③「弥生中期」と考古学者が名づけた時期の筑前中域(博多湾岸・糸島郡)は複雑かつ立体的な様相をもって、人間の身分差別を死後の墓に反映させている。④これこそ、倭人伝の記述する卑弥呼の都城、倭都の所在がこの筑前中域以外にないことを「出土遺物」が証言している。

新しい疑問: ①論証は多岐にわたったが、帰するところは一つ。倭人伝に書かれている「もの」に相応する出土物が存するところは筑前中域しかない。②では、なぜ、それほどハッキリしているものを、今までの考古学者は指摘しなかったのか。③それを解明することがわたしに課せられた新たな課題である。

3.3 第三章 三世紀の空白 ※58~89頁 新保論稿「三世紀の空白」(171号、2016.11)を合わせて参照されたい。

本章は16節から構成される。先生は、以下のように論証を進められ、“筑前中域の出土物を紀元一世紀前後にはりつけてきた過去の「作業仮説」を撤去し、新しい絶対年代の基準をうちたてねばならぬ”とされる。

考古学の物指し: ①考古学界は、筑前中域に約八割が集中している銅鏡(いわゆる「漢鏡」)を次のように評価し、いずれも三世紀よりずっと前に認定してきた。“糸島郡三雲・須玖岡本の甕棺墓出土の銅鏡を「前漢鏡」と名づけて一世紀内に位置付け、立岩遺跡の鏡もこれに準ずる。また糸島郡井原・唐津桜馬場の甕棺墓出土の銅鏡を「後漢鏡」と名づけて二世紀初頭に位置付ける。最近、佐賀県二塚山出土の鏡(方格規矩鏡)もこれに準ずる“と。②関東・関西・九州、在官・在野を問わず、いわゆる「漢鏡(前・後からなる)」を紀元前後に張り付けている。③このような考古学界の「定説の目」からは、私の論証は”徹底した喜劇“に見えるとか。

歴訪/前原訪問/わたしの問い合わせ/三世紀遺跡の模索/出現せず: (1)①「『邪馬台国』はなかった』をはじめて世に問う前夜、昭和45、6年頃に九州の考古学者を歴訪したことがある。目的は、私の中に萌していた一つの疑問 **※三世紀の九州北岸にはろくな出土物がない** を解くことだった。②その当時九州北岸通りが繁栄していたのに、三世紀の遺跡がこんなにも乏しいとは。「これは変だ。何かある」。これが考古学に皆目素人の受けた率直な第一印象、問い合わせの出発点だった。③ある著名な大家は「その理由は川の流れや洪水で流された」と。

- (2)①印象に残った訪問、原田大六氏は「原因是二世紀半ばの「ヤマト」への神武東征だと」。
(3)※古田先生はこの時、「神武は宮崎日向から出発した」と考えておられた。①三世紀に九州北岸が繁栄していたことは、倭人伝が「証人」に立つ。②「神武東征」云々の当否にかかわらず、「三世紀主要遺跡不在の謎」は依然として残っている。
(4)①二回目の訪問時、原田さんが三雲辺りの発掘調査団長に。②恩師中山平次郎先生が提起された「三世紀の空白」への問い合わせに、“今度こそ私が答えてみせます”との原田さんの決意が感じられた。

(5) ①けれども、その時のわたしはすでにかつてのわたしではなかった。②“三世紀の遺跡は既に全て顔を出している。ただ考古学界がそれをそれとして認めていないだけ”。③要は、“考古学の年代判定の尺度のとり方に問題がある”。④「イエスの生存前後」とされた三雲・井原遺跡と違った顔つきの「三世紀の遺跡」はついに現れぬまま、調査発掘の幕は閉じられた。

時間の軸： ①日本の考古学界は、縄文期はもとより古冢期(弥生期)・古墳期を通じて絶対年代(たとえば中国の年号や西暦など)が記させている出土遺物など皆無だ(志賀島出土の金印を除く)。②だから、もっぱら頼りになるのは「相対年代」ということになる。③問題は、この年代判定の方法上の基礎だ。④日本の考古学を支配する「時間の軸」は筑前中域に集中(出土)する銅鏡が握っている。

相対編年/出土状態の謎/空漠の時間帯： (1) ①近畿中心に「出土状況」がほぼ共通する銅鐸の相対編年は、発展順の「小型→中型→大型」に従うと想定される。②一方、九州の銅矛は出土状況が様々なのに様式の発展を「細→中細→中広→広」と想定される。③しかし、「細・中細」型は多くが「甕棺」などから、「中広・広」型はその殆どが「棺外」から出土する。これは両者が同時代ではなかった証拠。④つまり、この「中広・広型矛」は「弥生後期」ではなく、出土せぬ前代たる「弥生中期」に使われていた。

(2) ①銅鐸の場合、「小→中→大」と変化するが銅質の劇的な変化はなく、全て「国産」である。②銅矛は、「細型」が大陸製で「中細型→中広型→広型」は「国産」と言っていたが、志賀島から「細剣の鋤型」が出土、これも「国産」だった。③九州の場合、全く銅質も技術も違う「細型」と「中広・広型」を銅鐸同様に縦に並べてそれぞれに年代をあてるやり方は理解できない。

(3) ①銅鐸の場合と異なり、材質・技術・使用目的も違う「細型」と「中広・広型」銅矛を時代の前後に見立てる、ずさんな方法そのものに、真の方法上の矛盾があったのではあるまいか。②その結果、九州北岸は何ほどの弥生墓も見当たらぬ、空漠たる奇妙きてれつな時間帯へ仕立て上げられてしまった。

鏡の研究史： ①このような「方法上の無理」が生まれた答えは、日本古代学における“時間の軸”なる鏡の研究史の中に見出される。②富岡謙蔵の最たる仕事は「年号鏡の研究」。③富岡は、三雲・須玖から出土した鏡を現地報告に基づいて検査した結果、これらが前漢時代の様式の文字であることを見出した。

富岡の戒め： ①ところが、彼の絶筆と言うべき論文「九州北部出土の古鏡に就いて」の末尾の中に、意味深い一節を見出した。②それは富岡が〔三雲・須玖の鏡を「前漢式鏡」とは称しても、決して「前漢鏡」と断定してはならぬ〕と注意を促していること。③まして、この鏡を「前漢」と特定して、この鏡を含む甕棺を、前漢を基点にして考えることは、彼が敢えて“自戒し、他戒した”ところだった。④しかるに、杉原壯介が〔日本青銅器の研究〕で示された〔銅鏡と弥生式土器(甕棺)との関係〕は、『創唱者』たる富岡の「戒め」を“逸脱”するものだった。

仮説と定理： ①杉原仮説(および修正仮説)は、現在の考古学界での「基準尺」。全ての概説書・図書館提示の解説書も、この「基準尺」に立っているといつてもいいだろう。②その作業仮説はいつ「定理」に昇格したのか。この仮説を前提とすれば、全弥生期像が矛盾なく全体像を「結びえた」と信じているのは、考古学界内部の玄人とその玄人説を「憶えすぎた」セミ玄人だけ。③倭人伝の示す「もの」は決定的に日本列島中のこの領域を指示している。—このように言い放つこそ、考古学者の本来の面目ではあるまいか。

三つの論証/科学か神学か： (1)論文「邪馬台国論争は終った」の一連の論証と定理：①二島(対馬・壱岐)、②一大率(伊都国)、③武器型器物の鋤型(圧倒的多数が博多湾岸から出土)。

(2) ①この論文に対する考古学者の反論を見ない。②今まで述べてきたことの要約。

(第一：倭人伝に書かれた「もの」は、史料としての信憑性をもち考古学的検証に値する。第二：それは筑前中域を中心とする九州北岸の出土物と著しく酷似し、密接に対応している。第三：日本考古学は、この筑前中域の出土物を紀元一世紀前後にはりつけてきた。第四：過去の「作業仮説」を撤去し、新しい絶対年代の基準をうちたてねばならぬ。第五：「細矛・細戈」と「中広・広型の矛・戈」とは同時期である)。

二つの「なぜ」： ①三雲・須玖・井原・平原の順でこの四王墓は作られ、卑弥呼の時代に一番近いのは須玖ではないかと思う。②魏代の卑弥呼式冢墓が前漢式鏡を持っているのは、中国側の「古鏡尊重の伝統」に従つたのではあるまいか。中国側も尚古主義によって、(今でなく、古の)銅鏡を授与したのではないか。

東京古田会月例会 第二部(2) 読書会〔雄略天皇紀〕※日本書紀卷第14 参考資料②
岩波文庫本『日本書紀』(3): 16~91頁に掲載

第2回となる今回は、五年四月～八年二月(40～56頁)各条の主要な記事を確認しておきたい。

この間の主な出来事として、①百濟の軍君の来朝、②泊瀬小野と螺巖、三諸岳の大蛇捕獲、③吉備下道臣前津屋が天皇を呪詛、④吉備上道臣田狭の愛妻・稚媛自慢と任那国司任命、⑤その子弟君の韓国派遣とその妻が夫を殺害、⑥高麗による新羅侵略と日本兵の支援、等がある。

5. 雄略五年四月～八年二月条 ※現代語訳は宇治谷孟『日本書紀(上)全現代語訳』(講談社学術文庫)に準拠。

《五年(辛丑461)原文》 ①夏四月、百濟加須利君蓋歎王也、飛聞池津媛之所燔殺適稽女郎也、而籌議曰。昔貢女人、為采女。而既無礼、失我国名。自今以後、不合貢女。乃告其弟軍君崑支也曰、汝宜往日本以事天皇。軍君對曰、上君之命不可奉違。願賜君婦、而後奉遺。加須利君則以孕婦、嫁与軍君曰、我之孕婦、既當產月。若於路產、冀載一船、隨至何處、速令送國。遂與辭訣、奉遣於朝。 ②六月丙戌朔、孕婦果如加須利君言、於筑紫各羅嶋產兒。仍名此兒曰嶋君。於是、軍君即以一船、送嶋君於國。是為武寧王。百濟人呼此嶋曰主嶋也。 ③秋七月、軍君入京。既而有五子百濟新撰云、辛丑年、蓋歎王遣王遣弟昆支君、向大倭、侍天王。以脩先王之好也。

注1「各羅嶋」: 武烈四年是歲條に各羅海中主島。佐賀県東松浦郡鎮西町の加唐島にあてる説がある。

《五年条現代語訳》 ①4月、百濟の加須利君は、池津媛が焼き殺されたと人伝に聞き、議って「昔、女を貢いで采女とした。しかるに礼に背き我が國の名を貶めた。今後は女を貢いではならぬ」と言い、弟の軍君に「日本に行って天皇に仕えよ」と告げた。軍君は答えて「君の命には背けない。願わくば、君の婦を賜ってから遣わして下さい」と。加須利君は孕んだ女を軍君に与え「この婦は臨月になっている。もし途中で出産したら母子を同じ船に乗せ速やかに国に送るように」と言い、共に朝に遣わされた。 ②6月1日、婦が筑紫の加羅島で出産したので、この子を嶋君と言う。軍君は母子を一つの船に乗せ国に送った。これが武寧王である。百濟人はこの島を主島と言う。 ③7月、軍君は都に入った。やがて五人の子供が生まれた※「既に5人の子持ちだった」は間違いか? (「百濟新撰」には「辛丑年に蓋歎王が弟の昆支君を遣わし、大倭に赴き天王に仕えさせ、兄王の好みを修めた」とある)。

《六年(壬寅462)原文》 ①二月乙卯【四】六年春二月壬子朔乙卯、天皇遊乎泊瀬小野。觀山野之體勢、慨然興感歌曰。舉暮利矩能、播都制能野磨播、伊底挖智能、與慮斯企野磨、和斯里底能、與盧斯企夜磨能、拠暮利矩能、播都制能夜麻播、阿野爾于羅虞波斯、阿野爾于羅虞波斯。於是、名小野、曰道小野。 ②三月辛巳朔丁亥【七】、天皇欲使后妃親桑、以勸蚕事。爰命螺巖螺巖、人名也此云須我屢聚國內蚕。於是、螺巖、誤聚嬰兒、奉獻天皇。々々大咲、賜嬰兒於螺巖曰、汝宜自養螺巖即養嬰兒於宮牆下。仍賜姓、為少子部連。 ③夏四月、吳國遣使貢獻也。

注2「吳國」: 吳との交渉は応神37年2月条・仁徳58年10月条などに見え、雄略紀でも8年2月・10年9月・12年4月・14年正月の各条に身狭村主青らの派遣・帰国関係記事が見える(岩波注)。

《六年条現代語訳》 ①2月4日、天皇は泊瀬の小野で遊ばれ、山野の地形をご覧になり深く感慨を持たれて歌われた
[こもりくのはつせのやまは いでたちの よろしきやま わしりでの よろしきやまの こもりくのはつせのやまは あやにうらぐはし
あやにうらぐはし]※泊瀬の山は体勢の見事な山だ。山の裾も形の良い山だ。泊瀬の山は何とも言えず美しい。何とも言えず美しい]と。そこで小野を名付けて道小野と言った。 ②3月7日、天皇は后・妃に桑の葉を摘み取らせ、養蚕を勧めようと思われ、螺巖に命じて国内の蚕を集めさせた。螺巖は勘違いし**わかこ**嬰兒を集めて天皇に奉った。天皇は大いに笑われ「お前自身で養いなさい」と螺巖に与えられた。螺巖は宮垣の近くで嬰兒を養育したので、姓を賜って少子部連とした。 ③4月、吳國の遣使が貢物を奉った。

《七年(癸卯463)原文》 ①秋七月甲戌朔丙子【三】、天皇詔少子部連螺巖曰、朕欲見三諸岳神之形(或云、此山之神為大物代主神也。或云、菟田墨坂神也)。汝臂力過人。自行捉來。螺巖答曰、試往捉之。乃登三諸岳、捉取大蛇、奉示天皇。々々不斎戒。其雷虺々。目精赫々。天皇畏、蔽目不見、却入殿中。使放於岳。仍改賜名為雷。 ②八月、官者吉備弓削部虚空、取急帰家。吉備下道臣前津屋(或本云、国造吉備臣山)、留使虛空。經月不肯聽上京都。天皇遣身毛君丈夫召焉。虛空被召來言、前津屋、以小女為天皇人、以大女為己人、競令相鬪。見幼女勝、即拔刀而殺。復以小雄鷄、呼為天皇鷄、拔毛剪翼、以大雄鷄、呼為己鷄、著鈴・金距、競令鬪之。見禿鷄勝、亦拔刀而殺。天皇聞是語、遣物部兵士三十人、誅殺前津屋并族七十人。 ③是歲、吉備上道臣田狭、侍於殿側、盛稱稚媛於朋友曰、天下麗人、莫若吾婦。茂矣綽矣、諸好備矣。曄矣溫矣、種相足矣。鉛花弗御、蘭沢無加。曠世罕儔。當時獨秀者也。天皇、傾耳遙聽、而心悅焉。便欲自求稚媛為女御。拜田狭、為任那國司。俄而天皇幸稚媛。田狭臣娶稚媛、而生兄君・弟君(別本云、田狭臣婦名毛媛者。葛城襲津彦子、玉田宿禰之女也。天皇聞體貌閑麗、殺夫自幸焉)。田狭既之任所、聞天皇之幸其婦。思欲求援而入新羅。于時、新羅不事中國。 ④天皇詔田狭臣子弟君与吉備海部直赤尾曰、汝宜往罰新

羅。於是、西漢才伎歛因知利在側。乃進而奏曰、巧於奴者、多在韓國。可召而使。天皇詔群臣曰、然則宜以歛因知利、副弟君等、取道於百濟、并下勅書、令獻巧者。於是、弟君銜命、率衆行、到百濟、而入其國。々神化為老女、忽然逢路。弟君就訪國之遠近。老女報言、復行一日、而後可到。弟君自思路遠、不伐而還。集聚百濟所貢今來才伎於大島中、託稱候風、淹留數月。任那國司田狹臣、乃喜弟君不伐而還、密使人於百濟、戒弟君曰、汝之領項、有何牢錮而伐人乎。伝聞、天皇幸吾婦、遂有兒息。(兒息已見上文)今恐、禍及於身、可躊足待。吾兒汝者、跨拋百濟、勿使通於日本。吾者拋有任那、亦勿通於日本。弟君之婦樟媛、國家情深、君臣義切。忠踰白日、節冠青松。惡斯謀叛、盜殺其夫、隱埋室內、乃與海部直赤尾將百濟所獻手末才伎、在於大島。天皇聞弟君不在、遣日鷹吉士堅磐固安錢(堅磐、此云柯陀之波)、使共復命。遂即安置於倭國吾礪廣津(広津、此云比盧岐頭)邑。而病死者衆。由是、天皇詔大伴大連室屋、命東漢直掬、以新漢陶部高貴・鞍部堅貴・面部因斯羅我・錦部定安那錦・訛語卯安那等、遷居于上桃原・下桃原・真神原三所(或本云、吉備臣弟君、還自百濟、獻漢手人部・衣縫部・宍人部)。

注3「三諸岳神」：奈良県桜井市にある三輪山の神(岩波注)。

注4「大蛇」：崇神十年条でも御諸山の大物主神は蛇になる。蛇は三諸岳の神の憑代(岩波注)。

注5「吉備臣」：上道臣・下道臣らの総称(岩波注)。

注6「天下麗人…」：以下は文選、好色賦/洛神賦/等(岩波注)。

注7「西漢才伎かわちのあやでのひと」：河内が本居の大陸系諸種の工人で、漢氏に管理された人々(岩波注)。

《七年条現代語訳》 ①7月3日、天皇は螺巻に詔し「私は三輪山の神の姿が見たい。お前は腕力に優れているから行って捕まえてこい」と。螺巻は「試しにやってみましょう」と応じた。三輪山に登り大蛇を捕えて天皇にお見せしたが、天皇は斎戒されなかった。大蛇は雷のような音を立てて目をキラキラと輝かせた。天皇は恐れ入って目を覆いご覧にならないで殿中にお隠れになって、大蛇を岳に放たれた。改めてその岳に名を与えて雷とした。②8月、舎人・吉備弓削部虚空は取り急いで帰宅した。吉備下道臣前津屋は虚空を自分のところに留めて使い、何月経つても上京させなかった。天皇は身毛君丈夫を遣わし召喚された。召喚された虚空は「前津屋は小女を天皇の人とし大女を自分の人として両方に競い闘わせている。小女が勝つと斬り殺しました。また、小さい雄鶏を天皇の鶏として毛抜きし翼を切り、大きい雄鶏を自分の鶏として鈴や金の蹴爪を付けて闘わせている。小雄鶏が勝つと斬り殺します」と言った。天皇はこれを聞かれ、物部兵士30人を遣わして前津屋と同族70人を殺させた。

③この年、吉備上道臣田狭が御殿の近くに侍り、友人に稚媛のことを「天下の美人でも俺の婦に及ぶ者はない。にこやかで明るく輝き、際立って愛らしい。お化粧の必要もなく久しい世にも類い稀な抜群の美女である」としきりに褒め語った。天皇は遙かに聞し召して心中お悦びになられ、稚媛を求めて女御にしようと思われた。田狭を任那国司に任じられ、暫くして稚媛を召し入れられた。田狭は稚媛を娶って兄君・弟君がいたが、任地赴任後に天皇が稚媛を召されたことを聞き、援助を求めて新羅に入ろうと思った。しかし新羅は中国(日本)とは不和だった。

④天皇は田狹臣の弟君と吉備海部直赤尾に詔され「お前達は赴いて新羅を討て」と。この時、お傍にいた西漢才伎歛因知利が「もっと適当な者が韓國に沢山います。召してお使いになつたらいかがか」と進言した。天皇は群臣に「では歛因知利を弟君等に副えて百濟に遣わし、併せて勅書を下して勝れ者を献上させよ」と詔。弟君は命を承って衆を率いて百濟に赴いた。老女に化けて忽然と道に現れた國神に弟君が「この先、遠いか近いか尋ねると、「もう一日歩いてやっと着くでしょう」と答えた。弟君は道が遠いと思い新羅を討たないで帰り、百濟が奉った今來才伎(工人)を大島に集めて風待ちするとかこつけ、久しく留まり月を重ねた。任那國司田狹臣は弟君が兵を用いずに帰ることを喜び、密かに人を百濟に送って弟君を戒めて言った。「お前の頸はどうほど堅固で人を討つたりできるのか。噂では天皇が妻を召されて子供まであると聞く。今に禍が身に及ぶことは待つほどのこともなかろう。我が子よ、百濟に留まって帰国するな。俺は任那に留まって帰国しない」と。弟君の妻樟媛は国を思う心が強く君臣の義を重んじて忠節の心は白日青松より明らかだった。そのため、この謀叛の心を憎み夫(弟君)を殺して室の内に隠し埋め、海部直赤尾と共に百濟が奉った工人達を率いて大島にやって来た。弟君がいなくなつたと聞かれた天皇は、日鷹吉士堅磐・固安錢を遣わして復命させられ、工人を倭の阿都の広津邑に居住させた。しかし病氣で死ぬ者が多かつた。そこで天皇は、大伴大連室屋に詔して東漢直掬に命じ、新漢陶部高貴・鞍部堅貴・面部因斯羅我・錦部定安那錦・訛語卯安那等を上桃原・下桃原・真神原の三ヵ所に居住させた。

《八年(甲辰464)原文》 春二月、遣身狭村主青・檜隈民使博徳使於吳國。自天皇即位、至于是歲、新羅國背誕、苞苴不入、於今八年。而大懼中國之心、脩好於高麗。由是、高麗王、遣精兵一百人守新羅。有頃、高麗軍士一人、取仮帰國。時以新羅人為典馬(典馬、此云于麻柯比)。而顧謂之曰、汝國為吾國所破非久矣(一本云、汝國果成吾土非久矣)。其典馬聞之、陽患其腹、退而在後。遂逃入國、說其所語。於是、新羅王乃知高麗偽守、遣使馳告国人曰、人殺家內所養鶏之雄者。国人知意、尽殺國內所有高麗人。惟有遣高麗一人、乘間得脱、逃入其國。皆具為說之。高麗王即

發軍兵、屯聚筑足流城（或本云、都久斯岐城）。遂歌舞興樂。於是、新羅王、夜、聞高麗軍四面歌舞、知賊盡入新羅地。乃使人於任那王曰、高麗王征伐我國。當此之時、若綴旒然。國之危殆、過於累卵。命之脩短、大所不計。伏請救於日本府行軍元帥等。由是、任那王勸膳臣班鳩（斑鳩、此云伊柯屢俄）。吉備臣小梨・難波吉士赤目子、往救新羅。膳臣等、未至營止。高麗諸將、未與膳臣等相戰皆怖。膳臣等乃自力労軍。令軍中、促為攻具、急進攻之。與高麗相守十餘日。乃夜鑿險、為地道、悉過輜車、設奇兵。會明、高麗謂膳臣等為遁也。悉軍來追。乃縱奇兵、步騎夾攻、大破之。二國之怨、自此而生（言二國者、高麗新羅也）。膳臣等謂新羅曰、汝以至弱、當至強。官軍不救、必為所乘。將成人地、殆於此役。自今以後、豈背天朝也。

注8「苞苴」おほにへ/みつぎ：苞はアブラガヤ、苴はツト。苴めはじき・葦などを編んで魚肉を包むもの、贈り物の意。（仁徳即位前記岩波注）。

注9「高麗王」：この頃は長寿王、在位413—492（岩波注）。

注10「筑足流城」つくそくろのさし：達句城、今の大邱かという（岩波注）。

注11「新羅王、夜、…」：以下の文章には『漢書』・『三国志』などによる文飾が多用されている。

注12「官軍みいくさ」：日本軍のこと（岩波注）。

《八年条現代語訳》2月、身狭村主青・檜隈民使博徳を呉国に遣わされた。新羅国は天皇の即位以来この年に至るまで（八年間）貢物を奉らなかった。そして帝の心を恐れて好みを高麗に求めていたため、高麗王は精兵百人を送って新羅を守らせた。高麗兵士の一人が仮帰国した際に、馬飼の新羅人に「我が國が間もなくお前の国を破るだろう」と。馬飼は腹痛の真似をして遅れてしまい、國に逃げ込んでこのことを知らせた。新羅王は高麗の守備が偽りだと知り、使いを走らせて国人に「人々よ、家内で養っている雄鶏を殺せ」と告げさせた。国民はその意を知つて国内の高麗人を殺したが、生き残つた一人の高麗人が隙をみて逃亡し国人につぶさに伝えた。高麗王は筑足流城に兵を集め、兵を歌舞させて声を轟かせた。新羅王は夜、四方からの高麗軍の歌声を聞き、新羅の地に敵が入っていると知つた。そこで任那王のもとに人を遣わし「高麗王が我が國を攻めようとしている。今や我が國は吊り下げられた旗の如く、敵の思うままに振り回されている。國は累卵の危きにあり、命の長短も計れない。どうか日本府の將軍たちの助けをお願いする」と。任那王は膳臣班鳩・吉備臣小梨・難波吉士赤目子らに新羅を救援させた。膳臣等がまだ途中に軍営して接触しないのに高麗将兵はみな怖れた。膳臣らは急襲できるような備えを整えて高麗軍と対峙すること十日余り、夜のうちに地下道を掘って軍隊の荷物を送り奇襲を狙った。明け方、高麗軍は膳臣らが逃げたと思い、兵を悉く出してきた。そこへ奇兵を放つて挟み撃ちにして大破した。高麗・新羅二国間の怨みはこうして始まった。膳臣らは新羅に語つて「お前の国は至って弱いもので至って強い国と戦つた。もし日本軍が助けなかつたらこの戦いであぶなく他国の領土になるところだった。今後は天朝に背いてはならぬ」と。

【トピック1】卷第14雄略紀の補注 補注は全部で25ある。※以下では○部・氏名などの注釈は省略。

即位前紀：①「古の俗」※分注（本来、妹と言う漢字に妻の意味はないため、この注を加えたと思われる）、②「孟冬作陰、寒風肅殺」（この部分は、文選、西京賦による。孟冬は冬のはじめ、十月。作陰は陰の気を生ずること）、③朝倉宮（帝王編年記に「泊瀬朝倉宮（大和国城上郡磐坂谷也）」とあり、桜井市の大字）、④大臣・大連（省略）、⑤物部連目（省略）。

二年10月/三年4月：⑥宍人部（律令制の品部・雜戸には宍人部の遺制と認められるものなく…）、⑦身狭村主青・檜隈民使博徳（省略）/⑧虹と蛇と剣（虹と蛇とは同じものと觀られていたことがある。蛇と剣の因縁は、八岐大蛇と天叢雲剣の関係のように極めて深い）。 四年2月/六年3月：⑨是神なり（神は姿を示さないと考えられていた※古事記説話も同様。書紀は相手が神と知っていたが問い合わせたという形に文飾）/⑩少子部連螺贏（螺贏は万葉1738に「腰細に須輕娘子」とあり、腰の細いジガバチの類の称）。 七年是歲/九年5・7月：⑪陶部・鞍部・画部・錦部・訳語（省略）/⑫同國近隣之人（同）、⑬田辺史伯孫（同）、⑭「超據絕於埃塵、駆驚迅於滅沒」（文選、赭白馬賦による）。

十三年9月/十四年4月：⑮甲斐の黒駒（甲斐には皇室の御牧があった。甲斐が良馬の産地のなったのは、あまり古い時代とは認め難い）/⑯大草香部と日下部（省略）。 十五年：⑰三藏と秦氏・漢氏（省略）、⑱百八十種勝（百八十種は多種多様の意・勝は令制の伴部に当る下級官吏職か。秦氏の場合は帰化系のため百八十部を百八十種勝と表記したのであろう）、⑲ウツマサ（※禹豆麻佐、京都市右京区の地名に太秦）。 十六年10月/十九年3月：⑳伴造（伴とは同じ部族の人々の集団。伴造は総括的には部の管理者だが、本来は伴を統括して朝廷に奉仕したものである）/㉑穴穂部（安康天皇の名代か）。 二〇年冬/二一年3月：㉒百濟の南遷（高句麗長寿王の百濟攻撃、百濟王敗死）㉓久麻那利（熊川・熊津とも）。 二二年7月/二三年七・八月：㉔浦島子伝説（浦島子の物語は釈紀所引丹後風土記逸文と万葉1730の長歌が最古。本条は前者とより関係が深い。記事の成立は持統朝以後であろうか）、㉕雄略天皇の遺詔（特に八月条の遺詔は、隋書、高祖紀の文章を点綴したものとみられる）